

宮城県の医療的ケア児等支援施策について

令和6年11月22日(金)

宮城県保健福祉部精神保健推進室

宮城県の医療的ケア児支援施策を進めるための計画

医療的ケア児者支援は、
医療、保健、福祉、教育、労働等
多くの領域での支援を要することから、
各領域で定める計画の整合を図りながら
施策を推進しています。

【主な計画等】

- ・ 宮城県地域医療計画
- ・ みやぎ障害者プラン
- ・ 宮城県障害福祉計画
- ・ みやぎ子ども・子育て幸福計画
- ・ 宮城県教育振興基本計画 等

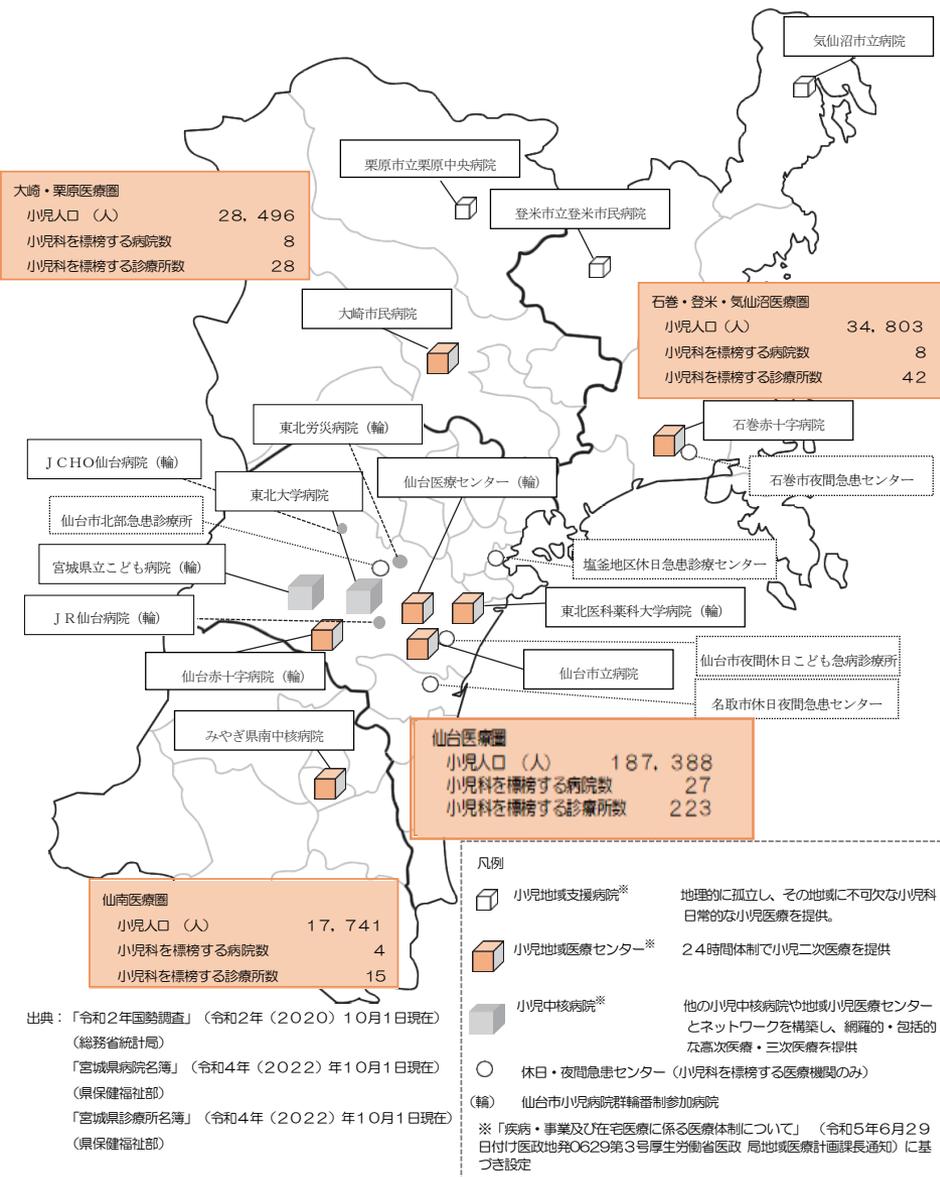


宮城県障害福祉計画
(第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)

令和6年3月
宮城県

第8次宮城県地域医療計画（小児医療）①

【医療提供体制イメージ】



【目指す方向】

●小児医療ニーズの変化に対応し、適切な医療を将来にわたって持続的に提供していくため、切れ目のない小児医療提供体制の整備を図ります。

【取り組むべき施策】

- 小児医療提供体制の充実
- 小児救急・災害時医療体制の整備
- 医療的ケア児・発達障害を持つ小児への支援
- 小児科医師の確保・定着

【数値目標】

指標	現況	2029年度末
搬送先選定困難事例構成割合	5.1% (全国平均2.4%) (R3)	全国平均
災害時小児周産期リエゾン委嘱者数	20人 (R4)	26人
小児死亡率 (小児人口千対)	0.15 (全国0.17) (R3)	全国平均

第8次宮城県地域医療計画（小児医療）①

【医療的ケア児への医療提供体制の整備】

医療提供体制の課題	取り組むべき施策
● 医療・介護従事者等の人材育成	● 医療的ケア児に対応できる医療従事者の育成・支援、福祉等に携わる職員のたんの吸引等を行うための研修の実施
● 医療的ケア児へケアを提供できる人材や医療機関が限られている	● 医療的ケア児の診療や障害福祉サービスの利用、学校における支援体制の整備の促進
● 家族や介護者の負担軽減のため「レスパイト」や「短期入所（ショートステイ）」等のサービスの充実	● レスパイト等医療的ケア児を受け入れる障害福祉サービスの拡充
● 相談先の整備、医療・福祉人材の確保、医療・保健・福祉・教育の各部門の支援ネットワークの構築	● 宮城県医療的ケア児等相談支援センター等における相談対応、支援に関する情報の集約・発信
● 小児期から成人期への移行期において、それぞれの医療を提供する機関の連携体制の整備	● 成人移行支援センターの早期設置、医療機関同士の連携体制の整備

医療的ケア児支援の方向性

第1章 基本的事項

2 基本理念

（5）障害児の健やかな育成のための発達支援

医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を目指します。

第2章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

5 障害児支援の提供体制の整備等

（4）医療的ケア児支援センターの設置、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

＜成果目標（令和8年度末まで）＞

- ・ 医療的ケア児支援センターの設置
- ・ 市町村ごとの保健、医療、障害福祉、保育、教育等関係機関の協議の場の設置（単独設置が困難な場合は圏域に設置）
- ・ 市町村ごとのコーディネーターの配置（単独配置が困難な場合は圏域に配置）

宮城県の医療的ケア児等支援施策の状況①

医療的ケア児等支援の協議の場

医療的ケア児者の支援についての現状把握や支援内容等に関する、地域の関係者による協議の場を設置。

【「協議の場」設置状況（R5年度）】

区分	市町村	県
設置数（箇所）	25	1

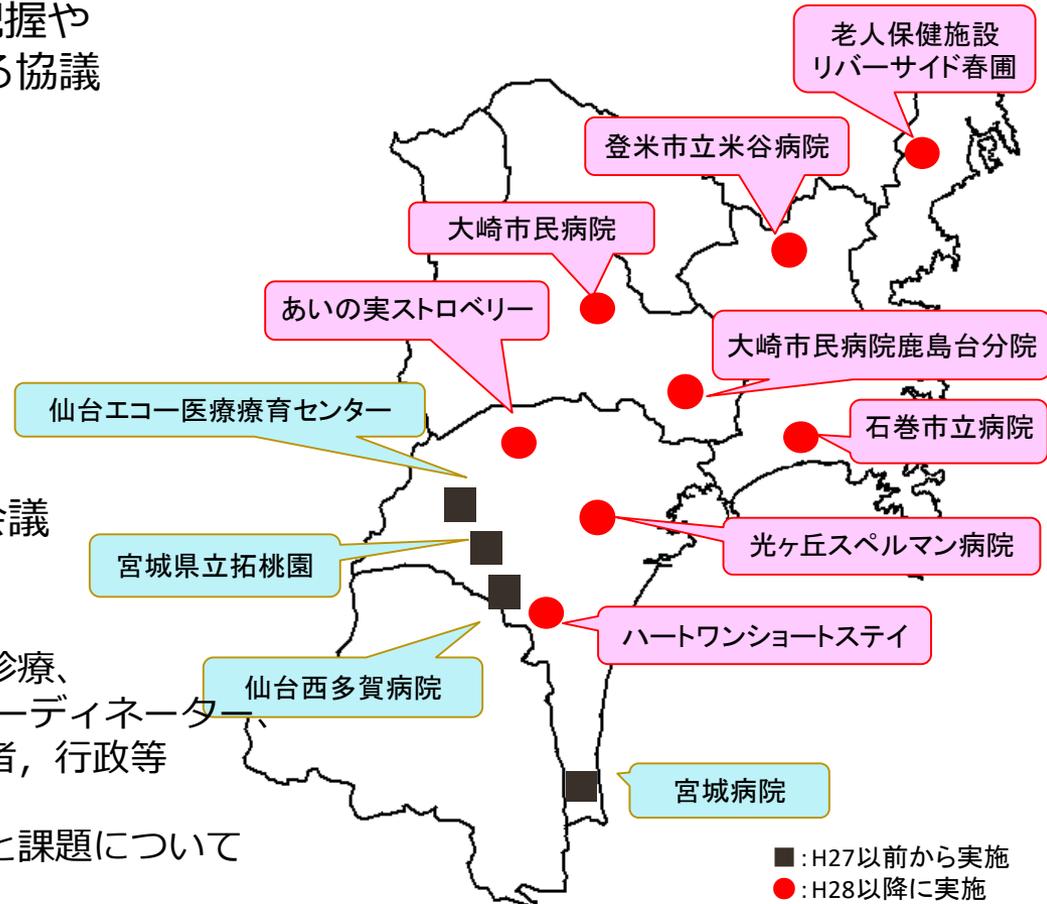
【全県】宮城県医療的ケア児等支援検討会議

<R5開催状況>

- 参集者
当事者、家族、医師（急性期病院、訪問診療、医療型短期入所施設）、医療的ケア児等コーディネーター、障害福祉サービス事業所・保育・教育関係者、行政等
- 協議内容
宮城県における医療的ケア児等支援の現状と課題について

医療型短期入所事業所開設状況

R6.4.1現在



* 「（県）医療的ケア児等支援庁内連携会議」と連動し施策を展開

宮城県の医療的ケア児等支援施策の状況②

医療的ケア児等相談支援センターの運営

概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 名称：宮城県医療的ケア児等相談支援センター（愛称：ちるふぁ） ● 所在地：宮城県仙台市泉区南中山3丁目19-12（電話：022-346-7835） ● 開所日：平日月曜～金曜 土日祝日及び年末年始は休み ● 開所時間：8:30～17:30 / 相談受付時間：9:00～16:30 ● スタッフ：看護師1名，理学療法士1名，社会福祉士1名 （相談支援専門員、医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者含む） 医師等を専門職アドバイザーとして委嘱 	
	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 総合的・専門的な相談支援 医療的ケア児や家族、関係機関等からの相談に対応 ② 情報の発信及び研修 県民等へ関連制度やその窓口等の発信、支援者等対象の研修開催 ③ 関係機関との連絡調整 協議の場等への参画、地域の支援体制強化のための連携 ④ 医療的ケア児等支援に係る調査等
	運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 実施主体：宮城県 ● 運営： （一社）宮城・仙台障害者相談支援従事者協会（県委託事業）
	根拠	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

医療的ケア児等コーディネーターの養成

- 相談支援事業所等において、**医療的ケア児等支援を総合調整する人材（コーディネーター）、通所事業所や保育所、学校等での直接支援を行う者（支援者）**を養成。コーディネーターはチームで活動。

【養成実績】

区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
コーディネーター 相談支援専門員，看護師，保育士， 理学療法士，作業療法士等	35	39	休止	28	29	44	44	219
支援者 相談支援専門員，看護師，保健師， 保育士，介護福祉士，行政担当者等	36	69	休止	40	74	66	92	377

【効果】

- ・ 福祉，医療，教育等，関係機関同士の連携体制構築
- ・ 医療的ケア児等支援の裾野拡大

宮城県の医療的ケア児等支援施策の状況③

医療型短期入所事業所の利用促進（医療的ケア等コーディネーターの配置）

- 重症心身障害児者・医療的ケア児者等が、医療型短期入所サービスの利用を検討する際に必要となる情報の周知が不足している。職員の障害児者へのケアの経験の少なさから生じる受入への不安などにより、利用ニーズに十分に応えることができていない状況もある。
- 上記課題を踏まえ、利用希望者が円滑に医療型短期入所サービスを利用できる体制の構築を目指す。

